条約

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第二号

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書

日本国並びに東南アジア諸国連合（以下「ＡＳＥＡＮ」という。）構成国であるブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の政府は、

二千八年十二月一日に効力を生じた包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下「ＡＪＣＥＰ協定」という。）を想起し、

特に経済分野における四十年を超える日本国とＡＳＥＡＮとの間の関係における成果に励まされ、

ＡＪＣＥＰ協定を主要な手段として用いることにより日本国及びＡＳＥＡＮの構成国（以下「ＡＳＥＡＮ構成国」という。）の競争力を一層強化することを希望し、

さらに、日ＡＳＥＡＮ友好協力四十周年を記念して日本国及びＡＳＥＡＮ構成国の元首又は政府の長によって採択された日ＡＳＥＡＮ友好協力に関するビジョン・ステートメント（共に描き、共に生き、共に歩む）において、これらの元首又は政府の長が、特に、物品の貿易、サービスの貿易及び投資に関する双方の関心分野における協力を強化すること（ＡＪＣＥＰ協定の活用及び日ＡＳＥＡＮ十箇年戦略的経済協力ロードマップの実施を促進することを含む。）を通じて、包括的な経済上の連携を更に強化する約束を表明したことを想起し、

サービスの貿易及び投資に関する規定について討議し、及び交渉し、並びにその交渉の結果をＡＪＣＥＰ協定に組み込むという日本国及びＡＳＥＡＮ構成国の意図を反映しているＡＪＣＥＰ協定第五十条及び第五十一条の規定に留意し、

ＡＪＣＥＰ協定にサービスの貿易、自然人の移動及び投資に関する確固とした章を組み込むことを希望し、また、これらの章を組み込むことが日本国とＡＳＥＡＮとの間の連携を強化し、及び東アジア地域における経済的な統合を支えることを確信し、

さらに、ＡＪＣＥＰ協定第七十七条においてＡＪＣＥＰ協定の改正が全締約国の合意によることを定めていることに留意して、

次のとおり協定した。

第一条　ミャンマー連邦の記載

ＡＪＣＥＰ協定の規定中「ミャンマー連邦」とあるのは、「ミャンマー連邦共和国」と読み替えるものとする。

第二条　新たな附属書の組込み及びＡＪＣＥＰ協定の目次の改正

1　この議定書の付録一から付録五までは、この議定書の不可分の一部を成す。

2　ＡＪＣＥＰ協定の目次をこの議定書の付録一に掲げる新たな目次に改める。

3　この議定書の付録二から付録五までは、それぞれＡＪＣＥＰ協定附属書六から附属書九までとしてＡＪＣＥＰ協定に組み込まれる。

第三条　ＡＪＣＥＰ協定第一章（総則）の改正

ＡＪＣＥＰ協定第八条を次のように改める。

第八条　安全保障のための例外

1　この協定の適用上、この協定のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii)　戦時、国内における緊急時又は他の国際関係における緊急時にとる措置

(iii)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iv)　通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を使用不能にし、又は破壊することを意図した計画的な企てから、当該公共基盤を防護するためにとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2　合同委員会は、1(b)及び(c)の規定に基づいてとられる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける。

2

ＡＪＣＥＰ協定第十一条2(e)を次のように改める。

(e)　次のものを採択すること。

(i)　附属書四規則十一に規定する運用上の規則

(ii)　附属書二が改正された場合の同附属書の全締約国による実施に関する手続規則であって、第三十七条に規定する原産地規則に関する小委員会の勧告に基づくもの（当該手続規則は、特に、改正された附属書二が附属書四の規定による原産地証明書の申請及び発給について適用される日に関して対象とする。）

(iii)　第七十七条5の規定に基づくこの協定の改正

(iv)　必要な決定

第四条　ＡＪＣＥＰ協定第六章（サービスの貿易）の改正

ＡＪＣＥＰ協定第六章を次のように改める。

第六章　サービスの貿易

第五十・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(b)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(c)　「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域において行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持